

「ふるさと納税」制度による個人住民税の寄附金税額控除の拡充

平成28年度以降の個人住民税から、「ふるさと納税」についての特例控除限度額が個人住民税所得割額の2割に引き上げられます。(平成27年に行う寄附から適用)

ふるさと納税による控除

- 都道府県・市町村が寄附先の対象となります(複数可)
- 寄附金のうち2,000円を超える部分は、一定の上限まで、原則として所得税と合わせて全額が控除されます。
※所得税は寄附をした年分の所得から控除、個人住民税は寄附をした翌年に課税される税額から控除されます。
※「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用を受ける場合は所得税からの控除(表①)は発生せず、寄附をした翌年に課税される個人住民税額から控除されます。

税目・控除の種類	控除方式	控除額の計算	限度額
①所得税寄附金控除	所得控除	寄附金-2,000円×所得税率×1.021	総所得金額等の40%
②住民税基本控除	税額控除	(寄附金-2,000円)×10%	総所得金額等の30%
③住民税特例控除	税額控除	(寄附金-2,000円)×(90%-所得税率×1.021)	住民税所得割額の2割

①+②+③より、寄附金のうち2,000円を超える部分は全額控除となります。

控除を受けるための手続き

寄附金控除を受けるためには、翌年に税務署で確定申告を行う必要があります。ただし、給与所得者等は「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用すると確定申告が不要となります。